

改正石綿救済法について

社会問題として大きく取り上げられている石綿による健康被害については、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)」が施行されました。

今回、特別遺族給付金の請求期限を3年延長することなどを内容とする改正石綿救済法が成立し、平成20年12月1日から施行されました。

【改正石綿救済法の内容】

- ①特別遺族給付金の請求期限が、石綿救済法の施行の日から6年を経過したとき(平成24年3月27日)までに延長されました。
- ②特別遺族給付金の支給対象が、石綿救済法の施行の日の前日(平成18年3月26日)までに死亡した労働者などの遺族であって、労働災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した人に拡大されました。

【問い合わせ】

▶宮城労働局労働基準部

労災補償課
☎022(299)8843
▶各労働基準監督署

裁判所からのお知らせ

1月の広報テーマは「裁判員制度施行元年を迎えて～裁判員の役割について～」および「家庭裁判所創設60周年を迎えて～事件の現状と家庭裁判所の取り組み～」です。

詳しくは、最高裁ホームページをご覧ください。

【URL】 <http://www.courts.go.jp/>

【問い合わせ】

▶仙台地方裁判所事務局総務課
☎022(222)6111 内線3015
▶仙台家庭裁判所事務局総務課
☎022(222)4165 内線4613

裁判員の役割

- ①法廷での審理に立ち会うこと
- ②評議、評決を行うこと
- ③判決の宣告に立ち会うこと

NHK学園 平成21年度 入学生・受講者募集

まずは、無料の案内書・願書をご請求ください。

①**高等学校普通科**=NHKの放送を利用して3年で高校卒業資格取得
【募集対象】 中学校を卒業した人または3月に卒業見込みの人、高等学校卒業生など

【募集期間】 2月1日(日)～4月20日(月)必着

②**生涯学習通信講座**=趣味・教養から語学・資格まで全200コース以上
※主な講座=俳句、短歌、川柳、書道、写経、絵手紙、写真、漢方薬膳、ハーブ、ハンゲル、セルフカウンセリングなど

【募集対象】 一般(年齢不問)

【募集期間】 通年受け付け

①・②共通事項

【案内書・願書申込先、問い合わせ】

▶NHK学園
☎042(572)3151
▶案内書請求フリーダイヤル
☎0120(06)8881

錦織保育園 臨時職員募集

平成21年4月から22年3月まで採用予定の臨時職員を募集します。

【職種】 保育士

【募集人員】 若干名

【受験資格】 平成21年3月卒業見込みの人で、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持っている人

【募集期限】 1月28日(水)

【申込方法】 履歴書を持参または郵送してください。

【試験日時】

1月31日(土)午前10時～

【試験内容】

作文、実技(ピアノ)、面接

【申し込み・問い合わせ】

錦織保育園(担当=沼倉)
〒987-0903
登米市東和町錦織字雷神山22-22
☎0220(44)3666



1月の パソコン無料相談室

◆パソコン教室

ワードでカレンダー、エクセルで家族の予定表を作ってみませんか。

①ワード

【日時】

1月13日(火)午前10時～正午
1月16日(金)午後7時～9時

②エクセル

【日時】

1月20日(火)午前10時～正午
1月23日(金)午後7時～9時

①・②共通事項

【場所】 迫にぎわいセンター

【受講料】 2,000円

【申込方法】 電話

【申込期限】 受講日前日

◆無料相談室

パソコンで困っている人のため、無料相談会を開催します。パソコンの持ち込みが可能な人は、持参してください。

【日時】 1月25日(日)

午前10時～正午

【場所】 米山公民館

【申込期限】 5日前まで

◆出前コース

都合の良い時間に合わせて、あなたの自宅にパソコンを持参して相談に応じます。

【料金】 1コース5,000円(4時間)

【申し込み・問い合わせ】

NPO法人パソコン・ネット・みやぎ
☎0220(21)5262



登米祝祭劇場 1月のイベント情報

◆えほん・おもちゃであそぼう!!

ふれあいひろば

【日時】 1月17日(土)午前10時～

【場所】 小ホール

【入場料】 一家族300円

【問い合わせ】

NPO法人すくすく保育研究所
☎090(2999)8253

※大ホールは、1階客席の大改修など工事のため、1月31日(土)まで使用を中止しています。

1月10日は110番の日

「緊急時 あなたを守る 110番」 「相談は 安心ダイヤル #9110」

緊急でない相談事を110番すると、緊急の事件や事故への対応が遅れることになってしまいます。警察への困り事などの相談は「#9110」またはその他の相談電話へ。

【110番通報のポイント】

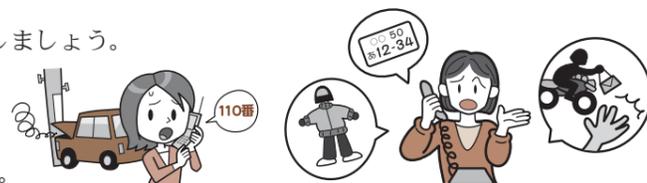
110番通報すると、警察官が次のような確認をします。落ち着いて教えてください。

- Q 何がありましたか? 事件ですか? 事故ですか? ⇒ A (例)「交通事故です。」「どろぼうです。」
- Q いつですか? ⇒ A (例)「たった今です。」「10分位前です。」
- Q 場所はどこですか(今どこにいますか)? ⇒ A (例)「〇〇の北側です。」「〇〇町からです。」
- Q 犯人は? ※特徴、逃走方向など ⇒ A (例)「車は〇〇町の方へ逃げました。」
- Q 今はどうなっていますか(どんな様子ですか)? ⇒ A (例)「けが人がいます。救急車を呼びました。」
- Q あなたの、住所、氏名、電話番号は? ⇒ A 「(住所)(氏名)(電話番号)です。」

【携帯電話からの110番通報のポイント】

携帯電話から110番通報するときは、次のことに注意しましょう。

- ▶立ち止まって通報する。
- ▶携帯電話からと申告する。
- ▶通話が終了しても(途切れても)電源を切らない。
- ▶車の運転中は、安全な場所に停車してから通報する。



佐 沼 警 察 署 ・ 登 米 警 察 署

宮城県道路交通規則が改正されます

(平成21年2月1日施行予定)

①**自転車運転中の携帯電話使用などの禁止**(違反した場合:5万円以下の罰金)
▶視野を妨げたり、安定を失う恐れのある方法での自転車の運転を禁止します。

(例) 携帯電話の通話および操作、傘さし運転、荷物を持つもしくはハンドルに掛ける

②**周囲の音が十分聞こえないような状態での車両などの運転禁止**

(違反した場合:5万円以下の罰金)

▶緊急自動車のサイレンや自動車の警音器などの、安全な運転に必要な交通に関する音・声が聞こえない状態での自動車・自転車の運転を禁止します。

(例) 自動車:高音量でカーステレオ、カーラジオの使用
自転車:ヘッドホン、イヤホンの使用

③**聴覚障害者標識表示車両への幅寄せ・割り込みなどの禁止**

(違反した場合:5万円以下の罰金)

▶聴覚障害者標識を表示している車両に対する幅寄せ・割り込みなどの行為を禁止します。

【問い合わせ】

▶佐沼警察署 ☎0220(22)2121
▶登米警察署 ☎0220(52)2121

